

青森県報

号外第百七号

令和三年
十二月十五日
(水曜日)

目 次

○青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例……………	(市町村課) ……二
○青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例 の一部を改正する条例……………	(建築住宅課) ……三
○青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を 改正する条例……………	(警察本部 生活安全課) ……一八

条 例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十六号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第六号中「受領証」の下に「及び書面」を加える。

第二十五条第一項中「中泊町」の下に「、野辺地町」を加える。

第三十条第一項中「五戸町」の下に「、田子町」を加える。

第三十五条中「平内町」の下に「、蓬田村」を加える。

第四十一条中「今別町」の下に「、蓬田村」を加え、「市町」を「市町村」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二十四条第一項第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十五条及び第四十一条に規定する事務に関して、この条例の施行の日前において知事がした処分その他の行為及び次項の規定により知事がした処分その他の行為は、同日以後において当該事務を管理し及び執行することとなる市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

3 前項に規定する事務(改正後の条例第三十条第一項に規定する事務を除く。)に関して、この条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為については、なお従前の例による。

(青森県都市計画法施行条例の一部改正)

4 青森県都市計画法施行条例(平成十五年三月青森県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第四条及び第五条中「平内町」の下に「蓬田村」を加える。

青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十七号

青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例(平成二十一年三月青森県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この条例は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）及び住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）の規定による次に掲げる事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

一 法第五条第一項から第五項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定に関する事務

二 法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定に関する事務

三 法第十条の規定による長期優良住宅建築等計画に基づく地位の承継の承認に関する事務

四 法第十八条第一項の規定による認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の制限の特例の許可に関する事務

五 改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定に

関する事務

六 改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の

承継の承認に関する事務

別表第一号及び第二号を次のように改める。

<p>一 法第五条第一項から第五項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けようとする者</p>	<p>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>法第五条第一項から第三項</p>	<p>新築の場合</p>	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第五項に規定する確認書</p>	<p>一万二千元</p>
--	---------------------------	---------------------	--------------	--	--------------

までの 第四項 項から 条第一 法第五	までの 規定に よる一 戸建て の住宅 (住宅 の用途 以外の 用途に 供する 部分を 有しな いもの に限る。 以下同 じ。)	増築 又は 改築 の場合	その他の場合 確認書又はその写しを添付する場合	その他の場合 若しくは同項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し(以下「確認書等」という。)を添付する場合	二万二千元 一万八千元 四万六千元
までの 第四項 項から 条第一 法第五	までの 規定に よる一 戸建て の住宅 (住宅 の用途 以外の 用途に 供する 部分を 有しな いもの に限る。 以下同 じ。)	新築 の場合	その他の場合 確認書等 を添付する場 戸数が六以上十以	その他の場合 若しくは同項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し(以下「確認書等」という。)を添付する場合	三万七千元

規定に
よる共
同住宅
等（共
同住宅
長屋そ
の他一
戸建て
の住宅
以外の
住宅を
いう。
以下同
じ。）
に係る
申請の
場合

その 他の 場合			合						
戸数が十一以上二十 五以下の場合	戸数が六以上十以 下の場合	戸数が五以下の場 合	戸数が三百一以上 の場合	戸数が二百一以上 三百以下の場合	戸数が百一以上二 百以下の場合	戸数が五十一以上 百以下の場合	戸数が二十六以上 五十以下の場合	戸数が十一以上二 十五以下の場合	下の場合
六十一万円	三十四万円	十七万円	三十七万円	三十二万円	二十五万円	十五万円	九万九千円	六万二千円	

増築 又は 改築 の場合		確認 書又 はその 写しを 添付 する場合	
戸数が五十一以上 百以下の場合	戸数が五十一以上 百以下の場合	戸数が五十一以上 百以下の場合	戸数が五十一以上 百以下の場合
戸数が百一以上二 百以下の場合	戸数が五十一以上 百以下の場合	戸数が百一以上二 百以下の場合	戸数が百一以上二 百以下の場合
戸数が二百一以上 三百以下の場合	戸数が二百一以上 三百以下の場合	戸数が二百一以上 三百以下の場合	戸数が二百一以上 三百以下の場合
戸数が三百一以上 の場合	戸数が三百一以上 の場合	戸数が三百一以上 の場合	戸数が三百一以上 の場合
戸数が五以下の場 合	戸数が五以下の場 合	戸数が五以下の場 合	戸数が五以下の場 合
戸数が六以上十以 下の場合	戸数が六以上十以 下の場合	戸数が六以上十以 下の場合	戸数が六以上十以 下の場合
戸数が十一以上二 十五以下の場合	戸数が十一以上二 十五以下の場合	戸数が十一以上二 十五以下の場合	戸数が十一以上二 十五以下の場合
戸数が二十六以上 五十以下の場合	戸数が二十六以上 五十以下の場合	戸数が二十六以上 五十以下の場合	戸数が二十六以上 五十以下の場合
戸数が五十一以上 百以下の場合	戸数が五十一以上 百以下の場合	戸数が五十一以上 百以下の場合	戸数が五十一以上 百以下の場合
戸数が百一以上二 百以下の場合	戸数が百一以上二 百以下の場合	戸数が百一以上二 百以下の場合	戸数が百一以上二 百以下の場合
三十八万円	二十二万円	十四万円	九万三千元
			五万五千元
			三万三千元
			三百四十二万円
			二百七十九万円
			百九十五万円
			百五万円

その他の場合										
戸数が三百一以上	戸数が二百一以上 三百以下の場合	戸数が百一以上二 百以下の場合	戸数が五十一以上 百以下の場合	戸数が二十六以上 五十以下の場合	戸数が十一以上二 十五以下の場合	戸数が六以上十以 下の場合	戸数が五以下の場 合	戸数が三百一以上 の場合	戸数が二百一以上 三百以下の場合	百以下の場合
五百十三万円	四百十九万円	二百九十三万円	百五十八万円	九十二万円	五十一万円	二十六万円	十六万円	五十五万円	四十九万円	

		<p>二 法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定（法第九条第一項又は第三項の規定による申請に係るものを除く。）を受けようとする者</p>					
		<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>					
		<p>新築の場合</p>				<p>法第五条第五項の規定による申請の場合</p>	
		<p>確認書等を添付する場合</p>				<p>の場合</p>	
戸数が二百一以上三百以下	戸数が百一以上二百以下の共同住宅等の場合	戸数が五十一以上百以下の共同住宅等の場合	戸数が二十六以上五十以下の共同住宅等の場合	戸数が十一以上二十五以下の共同住宅等の場合	戸数が六以上十以下の共同住宅等の場合	戸数が五以下の共同住宅等の場合	一戸建ての住宅の場合
十六万円	十二万円	七万六千円	四万九千円	三万千円	一万八千円	一万千円	六千円
						<p>法第五条第一項から第四項までの規定による共同住宅等に係る申請の場合のうち増築又は改築の場合の戸数の区分に応じそれぞれに定める額</p>	

								その他 の場合		
戸数が三百一以上の共同住宅等の場合	戸数が二百一以上三百以下の共同住宅等の場合	戸数が百一以上二百以下の共同住宅等の場合	戸数が五十一以上百以下の共同住宅等の場合	戸数が二十六以上五十以下の共同住宅等の場合	戸数が十一以上二十五以下の共同住宅等の場合	戸数が六以上十以下の共同住宅等の場合	戸数が五以下の共同住宅等の場合	一戸建ての住宅の場合	戸数が三百一以上の共同住宅等の場合	の共同住宅等の場合
百七十一万円	百三十九万円	九十七万円	五十二万円	三十万円	十七万円	八万六千円	五万四千円	二万三千円	十八万円	

増築又は改築の場合		確認書又はその写しを添付する場合										
その他	その場合	宅等の場合										
戸数が五以下の共同住宅等	一戸建ての住宅の場合	戸数が三百以上の共同住宅等の場合	戸数が二百以上三百以下の共同住宅等の場合	戸数が百一以上二百以下の共同住宅等の場合	戸数が五十一以上百以下の共同住宅等の場合	戸数が二十六以上五十以下の共同住宅等の場合	戸数が十一以上二十五以下の共同住宅等の場合	戸数が六以上十以下の共同住宅等の場合	一戸建ての住宅の場合	戸数が五以下の共同住宅等の場合	一戸建ての住宅の場合	九千円
八万千円	三万四千円	二十七万円	二十四万円	十九万円	十二万円	七万四千円	四万六千円	二万七千円				

の場合	戸数が六以上十以下の共同住宅等の場合	十三万円						
	戸数が十一以上二十五以下の共同住宅等の場合	二十五万円						
	戸数が二十六以上五十以下の共同住宅等の場合	四十六万円						
	戸数が五十一以上百以下の共同住宅等の場合	七十九万円						
	戸数が百一以上二百以下の共同住宅等の場合	百四十六万円						
	戸数が二百一以上三百以下の共同住宅等の場合	二百九万円						
	戸数が三百一以上の共同住宅等の場合	二百五十六万円						

別表第三号中「第九条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定）認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定）認定申請手数料」に、「認定計画実施者の」を「長期優良住宅建築等計画の認定に基づく」に、「認定計画実施者地位承継承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料」に改め、同表に次の四号を加える。

五 法第十八条第一項の規定によ

長期優良住宅容

十六万円

<p>る認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の制限の特例の許可を受けようとする者</p>	<p>積率制限特例許可申請手数料</p>	<p>新築の場合</p>	<p>知事が定める書面による旧法第六條第一項第一号に掲げる基準に適合すると認められる場合</p>	<p>一戸建ての住宅の場合 戸数が五以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>六千円 一万千円を一の共同住宅等に係る住戸について行われる旧法第八條第二項において準用する旧法第五條第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請の数（以下「変更認定申請数」という。）で除して得た額</p>
<p>六 改正法附則第二條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第八條第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定（旧法第九條第一項の規定による申請に係るものを除く。）を受けようとする者</p>	<p>特定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>新築の場合</p>	<p>知事が定める書面による旧法第六條第一項第一号に掲げる基準に適合すると認められる場合</p>	<p>戸数が六以上十以下の共同住宅等に係る住戸の場合 戸数が十一以上二十五以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>六千円 一万千円を一の共同住宅等に係る住戸について行われる旧法第八條第二項において準用する旧法第五條第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請の数（以下「変更認定申請数」という。）で除して得た額</p>
<p>（以下略）</p>	<p>（以下略）</p>	<p>（以下略）</p>	<p>（以下略）</p>	<p>戸数が五十一以上百以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>七万六千円を変更認定申請数で除して得た額</p>
<p>（以下略）</p>	<p>（以下略）</p>	<p>（以下略）</p>	<p>（以下略）</p>	<p>（以下略）</p>	<p>（以下略）</p>

				その 他の 場合			
共同住宅等に 係る住戸の場 合	戸数が百一以上二百以下の 共同住宅等に 係る住戸の場 合	戸数が二百一以上三百以下 の共同住宅等 に係る住戸の 場合	戸数が三百一以上の共同住 宅等に係る住 戸の場合	一戸建ての住 宅の場合	戸数が五以下 の共同住宅等 に係る住戸の 場合	戸数が六以上 十以下の共同 住宅等に係る 住戸の場合	戸数が十一以 上二十五以下 の共同住宅等 に係る住戸の 場合
して得た額	十二万円を 変更認定申請 数で除して得 た額	十六万円を 変更認定申請 数で除して得 た額	十八万円を 変更認定申請 数で除して得 た額	二万三千円	五万四千円を 変更認定申請 数で除して得 た額	八万六千円を 変更認定申請 数で除して得 た額	十七万円を 変更認定申請 数で除して得 た額
							三十万円を 変更認定申請 数で除して得 た額

増築又は改築の場合		知事が定める書面による旧法第六條第一項第一に掲	
戸数が五十一以上百以下の共同住宅等に係る住戸の場合	五十二万円を変更認定申請数で除して得た額	戸数が百一以上二百以下の共同住宅等に係る住戸の場合	九十七万円を変更認定申請数で除して得た額
戸数が二百一以上三百以下の共同住宅等に係る住戸の場合	百三十九万円を変更認定申請数で除して得た額	戸数が三百一以上の共同住宅等に係る住戸の場合	百七十一万円を変更認定申請数で除して得た額
一戸建ての住宅の場合	九千円	戸数が五以下の共同住宅等に係る住戸の場合	一万六千円を変更認定申請数で除して得た額
戸数が六以上十以下の共同住宅等に係る住戸の場合	二万七千円を変更認定申請数で除して得た額	戸数が十一以上二十五以下の共同住宅等に係る住戸の場合	四万六千円を変更認定申請数で除して得た額
戸数が二十六以上五十以下の場合	七万四千円を変更認定申請数で除		

その他の場合				上げる基準に適合すると認められる場合			
戸数が二十六以上五十以下の場合	戸数が十一以上二十五以下の共同住宅等に係る住戸の場合	戸数が六以上十以下の共同住宅等に係る住戸の場合	戸数が五以下の共同住宅等に係る住戸の場合	一戸建ての住宅の場合	戸数が三百一以上の共同住宅等に係る住戸の場合	戸数が二百一以上三百以下の共同住宅等に係る住戸の場合	戸数が百一以上二百以下の共同住宅等に係る住戸の場合
四十六万円を変更認定申請数で除	二十五万円を変更認定申請数で除して得た額	十三万円を変更認定申請数で除して得た額	八万円を変更認定申請数で除して得た額	三万四千元	二十七万円を変更認定申請数で除して得た額	二十四万円を変更認定申請数で除して得た額	十九万円を変更認定申請数で除して得た額
							の共同住宅等に係る住戸の場合 して得た額
							戸数が五十一以上百以下の共同住宅等に係る住戸の場合 して得た額

<p>七 改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定（旧法第九条第一項の規定による申請に係るものに限る。）を受けようとする者</p>	<p>特定長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定）認定申請手数料</p>				
<p>八 改正法附則第二条第二項の規定</p>	<p>特定長期優良住宅</p>	<p>の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>戸数が五十一以上百以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>戸数が百一以上二百以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>戸数が二百一以上三百以下の共同住宅等に係る住戸の場合</p>
<p>三千円</p>	<p>して得た額</p>	<p>七十九万円を変更認定申請数で除して得た額</p>	<p>百四十六万円を変更認定申請数で除して得た額</p>	<p>二百九万円を変更認定申請数で除して得た額</p>	<p>二百五十六万円を変更認定申請数で除して得た額</p>
	<p>六千円</p>				

<p>定によりなお従前の例によることとされる旧法第十条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認を受けようとする者</p>	<p>宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料</p>

別表の備考の第一号を削り、同備考の第二号中「法」を「旧法」に、「第二号」を「第六号」に改め、同号を同備考の第一号とし、同備考の第三号中「以下同じ。」を「」又は旧法第八条第二項において準用する旧法第六条第二項」に、「及び長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料及び特定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に、「又は第二号」を「第二号又は第六号」に、「同時に法」を「同時に旧法第八条第二項において準用する旧法」に改め、同号を同備考の第二号とし、同備考の第四号中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「特定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に改め、同号を同備考の第三号とする。

附 則

この条例は、令和四年二月二十日から施行する。

青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月十五日

青森県知事 三村 申 吾

青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例

第一条第一号中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同条中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号中「空気銃」の下に「並びにクロスボウ」を加え、同号を同条第九号とし、同条第七号中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「銃砲」を「銃砲等」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 法第五条の三の二第一項のクロスボウの取扱いに関する講習会に関する事務

第一条に次の一号を加える。

十四 法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウの射撃の練習を行う資格の認定に関する事務

別表第一号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲等刀剣類所持許可申請手数料」に、「ロに」を「ロ及びハに」に、

ロ 同項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が更に同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合

六千八百円（同時に二以上の申請をする場合にあつては、一の申請については六千八百円、他の申請についてはそれぞれ四千三百円とする。）

を

<p>ロ 同項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が更に同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合</p>	<p>六千八百円（同時に二以上の申請をする場合にあつては、一の申請については六千八百円、他の申請についてはそれぞれ四千三百円とする。）</p>
<p>ハ 同項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者が更に同号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする場合</p>	<p>六千八百円（同時に二以上の申請をする場合にあつては、一の申請については六千八百円、他の申請についてはそれぞれ四千三百円とする。）</p>

に改め、同表第三号中「第五条の二第三項第二号」の下に

「又は第三号」を加え、同表中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同表第八号中「又は空気銃」を「若しくは空気銃又はクロスボウ」に、「猟銃等所持許可更新申請手数料」を「猟銃等又はクロスボウ所持許可更新申請手数料」に、

<p>新たな許可証の交付を伴う場合</p>	<p>七千二百円（同時に二以上の申請をする場合にあつては、一の申請については七千二百円、他の申請についてはそれぞれ四千八百円とする。）</p>
<p>新たな許可証の交付を伴わない場合</p>	<p>六千八百円（同時に二以上の申請をする場合にあつては、一の申請については六千八百円、他の申請についてはそれぞれ四千四百円とする。）</p>

を

<p>新たな許可証の交付</p>	<p>猟銃又は空気銃</p>	<p>七千二百円（同時に二以上の申請をす</p>
------------------	----------------	--------------------------

		を伴う場合
	クロスボウ	る場合にあつては、一の申請については七千二百円、他の申請についてはそれぞれ四千八百円とする。）
	クロスボウ	七千二百円（同時に二以上の申請をする場合にあつては、一の申請については七千二百円、他の申請についてはそれぞれ四千八百円とする。）
新たな許可証の交付を伴わない場合	猟銃又は空気銃	六千八百円（同時に二以上の申請をする場合にあつては、一の申請については六千八百円、他の申請についてはそれぞれ四千四百円とする。）
	クロスボウ	六千八百円（同時に二以上の申請をする場合にあつては、一の申請については六千八百円、他の申請についてはそれぞれ四千四百円とする。）

に改め、同号を同表第九号とし、同表第七号中「銃砲又

は」を「銃砲等又は」に、「銃砲刀剣類所持許可証書換え再交付手数料」に改め、同号を同表第八号とし、同表第六号中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「国際競技銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「国際競技銃砲等刀剣類所持許可申請手数料」に改め、同号を同表第七号とし、同表中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 法第五条の三の二第一項のクロスボウの取扱いに関する講習	クロスボウ講習受 講手数料	イ ロに掲げる者以外の者	六千九百円
		ロ 現に法第四条第一項第一号の規定に	三千円

会の講習を受けようとする者

よる許可を受けてクロスボウを所持している者（公安委員会が定める者を除く。）

別表に次の一号を加える。

十五 法第九条の十六第一項の規定によるクロスボウの射撃の練習を行う資格の認定を受けようとする者	クロスボウ射撃資格認定申請手数料		九千三百円（同時に二以上の申請をする場合にあつては、一の申請については九千三百円、他の申請についてはそれぞれ五千六百円とする。）
---	------------------	--	--

別表の備考を次のように改める。

備考 次の各号のいずれかに該当するときにおける当該各号の更新に係る猟銃等又はクロスボウ所持許可更新申請手数料の額は、表の第九号の規定

にかかわらず、新たな許可証の交付を伴う場合にあつては四千八百円とし、新たな許可証の交付を伴わない場合にあつては四千四百円とする。

一 法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者が、更に同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする場合において、同時に法第七条の三第一項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとするとき。

二 法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者が、更に同号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする場合において、同時に法第七条の三第一項の規定によるクロスボウの所持の許可の更新を受けようとするとき。

附 則

この条例は、令和四年三月十五日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円